

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会  
役員等旅費規程

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この規程は、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「この法人」という。）定款第14条、第30条、第40条第4項、第41条第4項、第42条第4項、第43条第4項及び第44条第4項の規定に基づき、この法人の職務のため旅行したこの法人の役員等に支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 役員等に対して支給する旅費に関しては、別に定める場合を除き、この規程の定めるところによる。

(用語の意義)

- 第2条 この規程において次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 役員等 会長、会長以外の理事、監事、評議員、定款第8章その他の機関に規定する者及びこれらに準ずる法人外の者
  - (2) 会長等 会長及び会長が指定する者
  - (3) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
  - (4) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
  - (5) 出張 役員等がこの法人の職務のため旅行することをいう。
  - (6) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において、「旅行者等」という。）であって、この法人と旅行役務提供契約（旅行者等がこの法人に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することに約し、かつ、この法人が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。）を締結したものをいう。

(旅費の支給)

- 第3条 役員等が出張した場合の旅費の支給については、旅費規程第3条に準じて行う。

(旅行命令等)

- 第4条 旅行は、会長の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」とする。）によ

って行う。

(1) 会長及び理事のうち常勤の者が旅行する場合 旅行命令

(2) 前号以外の役員等が旅行する場合 旅行依頼

2 旅行命令等は、事前の承認によるものとする。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合には、自ら又は旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、職務の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の計算）

第6条 旅費は、経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

ただし、職務の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法により計算する。

2 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。

第7条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者（第4条第1項第1号に規定する旅行命令により旅行を行う者に限る。）が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給することができる。

（旅費の請求手続）

第8条 旅費の請求手続については、旅費規程第8条に準じて行う。

## 第2章 旅費の種目及び内容

### (旅費の種目)

第9条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、旅行雑費、転居費、家族移転費用及び死亡手当とする。

### (鉄道賃)

第10条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第13条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる旅客運賃に加えて別に支払うものであって、職務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 旅客運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金

2 前項第1号に掲げる旅客運賃の額の上限は、旅客運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、規則で定める等級の旅客運賃の額とする。

3 第1項第2号に掲げる急行料金、同項第4号に掲げる座席指定料金及び同項第5号に掲げる特別車両料金は、規則で定める旅行については支給しない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、規則で定める旅行については、定額で支給する。

### (船賃)

第11条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第13条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる旅客運賃に加えて別に支払うものであって、職務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。次項において同じ。）
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金

2 前項第1号に掲げる旅客運賃の額の上限は、旅客運賃の等級が区分された船舶により

移動する場合には、規則で定める等級の旅客運賃の額とする。

(航空賃)

第 12 条 航空賃については、旅費規程第 12 条を準用する。

(その他の交通費)

第 13 条 その他の交通費については、旅費規程第 13 条を準用する。

(宿泊費)

第 14 条 宿泊費については、旅費規程第 14 条を準用する。

(包括宿泊費)

第 15 条 包括宿泊費については、旅費規程第 15 条を準用する。

(宿泊手当)

第 16 条 宿泊手当については、旅費規程第 16 条を準用する。

(旅行雑費)

第 17 条 旅行雑費については、旅費規程第 17 条を準用する。

(転居費)

第 18 条 転居費については、旅費規程第 18 条を準用する。

(家族移転費)

第 19 条 家族移転費については、旅費規程第 19 条を準用する。

(死亡手当)

第 20 条 死亡手当については、旅費規程第 20 条を準用する。

### 第 3 章 雑 則

(退職者等の旅費)

第 21 条 退職者等の旅費については、旅費規程第 21 条を準用する。

(遺族の旅費)

第 22 条 遺族の旅費については、旅費規程第 22 条を準用する。

(証人等の旅費)

第 23 条 証人等の旅費については、旅費規程第 23 条を準用する。

(外国在勤の役員等の旅費)

第 24 条 外国在勤の役員等の旅費については、旅費規程第 24 条を準用する。

(旅費の支給額の上限)

第 25 条 旅費の支給額の上限については、旅費規程第 25 条を準用する。

(旅費の調整)

第 26 条 旅行命令権者は、旅行者がこの法人以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この規程の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの規程又は旅費に関する別の定めによる旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、会長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の返納)

第 27 条 支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの規程又はこの規程に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

(改 廃)

第 28 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委 任)

第 29 条 実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年 5 月 30 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 9 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。